

「紀州印南町真妻わさび」商標権通常使用許諾に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は印南町商工会が所有する商標登録第621669号、第6570199号に係る商標(以下「本件商標」という)の使用に関する必要な事項を定めることを目的とする

(使用許諾の申請)

第2条 本件商標を使用しようとする者(以下「使用申請者」という)は、あらかじめ商標権使用許諾申請書(様式1)を商工会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、使用許諾を受けた事項に変更が生じるときは、商標権使用許諾変更申請書(様式2)に商標権通常使用許諾契約書を添えて商工会長に提出しなければならない。
- 3 商工会長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用許諾契約の締結等)

第3条 商工会長は、第2条第1項の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、商標権通常使用許諾契約を締結するものとする

- 2 商工会長は、第2条第2項の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、改めて商標権通常使用許諾契約を締結するものとする
- 3 商工会長は第1項、第2項の規定により本件商標の使用を許諾する場合において、条件を付することができる。

(使用許諾の期間)

第4条 本件商標の使用許諾の期間は、第3条第1項及び第2項の規定により使用許諾を受けた日から2年を超えない年度の末日(3月31日)までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項及び第2項の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許諾を受けた事項の変更がなく、かつ、1ヶ月前までに書面(様式3)による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(使用許諾の制限)

第5条 商工会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件商標の使用を許諾しないものとする

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (2) 本件商標の使用によって印南町、印南町商工会および本件商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (4) その他本件商標の使用が適当でないとき。

(使用許諾契約の解除等)

第6条 商工会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該商標権通常使用許諾契約

を解除し、当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者が本規約または商標権通常使用許諾契約書に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項及び第4条第2項の使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 商工会長は前項の規定による商標権通常使用許諾契約の解除および使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用対価)

第7条 本件商標の使用は有償とする

- 2 本件商標を商品に使用する場合の使用対価は、商品の販売価格(消費税および地方消費税を除く)に2パーセントを乗じて得た額とする
- 3 前項の規定にかかわらず、商工会長は特別な事情があると認めるときは、使用対価を減免することができる。

(使用対価の納付)

第8条 使用者は、本商標を使用した数量を商品ごとに、当該年度分末に集計をおこない、当該年度末から30日以内に商工会長が指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

- 2 前項の規定により納入された使用対価は、商工会長が特別な事情があると認める場合を除き、これを返還しない。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第3条第1項及び第2項の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(使用申請者の対象者)

第11条 使用申請者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(以下「反社会勢力」という)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を使用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさない者であること。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める

附則

(実施の時期)

この規程は、令和6年12月5日から実施する(令和6年12月4日 令和6年度第3回理事会決議)

様式 1 (第2条第1項関係)

年 月 日

印南町商工会長 様

商標権使用許諾申請書

住所(〒 -)		
事業所の名称		代表者
担当者	(Tel)	(Fax)
	E-mail:	
	URL:	
<input type="checkbox"/>	上記事業所および個人(代表者)について暴力団、暴力団員と一切関係ないことを誓約し、求めに応じて役員名簿の提出を行い、貴商工会が本申請書と共に調査のため御坊警察署に提出することに同意する。また暴力団と関係があった場合、貴商工会からの商標の仕様許諾の取消しに応じます	

使用目的	
商品の名称	
① 販売小売価格(税別)	
② 年間生産(販売)見込数	
③ 販売ルート等	
希望使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- ① 使用する商品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- ② 事業所の概要書(URL 記載の場合は不要)

印南町商工会長 様

商標権使用許諾変更申請書

住所(〒 -)		
事業所の名称		代表者
担当者	(Tel)	(Fax)
	E-mail:	
	URL:	

下記のとおり使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します

記

使用の目的		
商品の名称		
変更項目	① 販売小売価格 ② 年間生産(販売)見込数 ② その他()	
変更する事項	現	
	新	
変更の理由		
備考		

添付書類

当初の契約書(

様式3(第4条第2項関係)

年 月 日

印南町商工会長 様

商標権(使用許諾契約解除・使用中止)届

住所(〒 -)		
事業所の名称		代表者
担当者	(Tel)	(Fax)
	E-mail:	

下記の理由により商標を使用しないので届け出ます

記

商 品 ま た は 使 用 品 の 名 称	
届 出 の 理 由	
備 考	